

第三者損害の現物補償に関する協議書

記

1 協議事項

(1) 補償対象物件及び補償工事費限度額は、別紙明細書のとおりとする。
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)
合計 ○件 (○名) ￥○,○○○,○○○. -

(2) 事後調査費用は、￥○○○,○○○. とする。
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

(3) 補償工事の工期は、施工承認に基づく期間とする。

(4) 補償工事費及び事後調査費用の負担割合は次のとおりとする。
東京都 ○% 受注者 ○%

(5) 補償工事内容は、別添設計図書のとおりとする。

2 その他確認事項

- (1) 受注者は、当該物件管理者の施工承認を得て、設計図書に従い施工するものとする。
- (2) 受注者は、工事完了後直ちに補償工事完了届を東京都に提出し、完了確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は工事完了引渡し後、補償工事費及び事後調査費用のうち東京都負担分を請求するものとする。
なお、請求書には補修工事費の証拠書類を添付するものとする。
- (4) 東京都は受注者から請求があった日から起算して、30日以内に東京都負担分を支払わなければならない。
- (5) この協議につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都公営企業管理者

下水道局長 ○○ ○○ 印

東京都新宿区西新宿二丁目 9 番 1 号

下水道建設株式会社

代表取締役社長 下水 道雄 (印)

(注) 都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

(A4タテ)